令和８年（フ）第３３４号
盛岡市本宮七丁目11番６号　グリーンビュー鬼柳Ｂ－１号
債務者　川崎　福栄
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第３３５号
盛岡市東松園四丁目12番４－14号
債務者　石田　幸子
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第３４１号
盛岡市北天昌寺町３番９号　メイプルハウスＡ号
債務者　穴久保由美
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第３４７号
盛岡市上田堤二丁目１番17号　ハイラークＫ202号、前住所盛岡市三本柳12地割18番地58風舎Ｃ号
債務者　佐々木真美（旧姓西家）
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第２２９号
群馬県高崎市上大類町1052番地１　ヴィヴレ・シン101号
債務者　吉崎こころ
1　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第２３２号
群馬県高崎市吉井町吉井781番地　かじ町ハイツ201号
債務者　高橋智恵美
1　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第４９４号
愛知県みよし市三好町上76番地７　アーバンポイント三好Ⅱ　101号、旧住所愛知県みよし市三好町上90番地３
債務者　徳田由紀子
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第４９５号
愛知県豊田市広田町稲荷山６番地３　アメニティ豊田302号
債務者　齋藤　真奈（旧姓仁戸田）
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第５０６号
愛知県豊田市保見ケ丘５丁目１番地11　公団101―403号
債務者　古田　侑華
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第５０７号
愛知県豊田市青木町３丁目28番地２　フォーブル猿投201号
債務者　福岡　仁司
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第４３号
和歌山県西牟婁郡白浜町1902番地
債務者　阿比留カヨ子
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

令和８年（フ）第１５２号
高知市薊野南町７番16号　第二司コーポ402
債務者　松村　幸哉
1　決定年月日時　令和８年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１８４号
高知市一宮中町３丁目２番４号　ポラリス一宮403
債務者　永野　　駿
1　決定年月日時　令和８年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２６９号
高知県土佐市蓮池538番地　メゾンフクナガ５号室
債務者　長山　恭子
1　決定年月日時　令和８年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２７３号
高知県南国市幸町３丁目３番17号
債務者　岡村　清水
1　決定年月日時　令和８年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３３１号
盛岡市好摩字野中307番地10
債務者　工藤　廣宣
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第６６号
山形県鶴岡市朝暘町２－19－２、住民票上の住所山形県鶴岡市黒川字仲村60番地
債務者　上野由美子
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
山形地方裁判所鶴岡支部